

滋賀県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定に係る基準

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第59条第1項の規定に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「支援法人」という。）の指定に係る審査基準は以下による。

1 支援業務の実施に関する計画の基準（法第59条第1項第1号関係）

「次条第2項第1号に規定する支援業務の実施に関する計画が、支援業務の適確な実施のために適切なものであること」とは、次の各号の全てに適合していることとする。

- (1) 法第62条に規定する業務（以下「支援業務」という。）を実施するために必要な組織、人員および運営の体制が整備されていること。
- (2) 支援業務を行う区域が定められていること。
- (3) 支援業務の対象となる法第2条第1項に規定する住宅確保要配慮者（以下「要配慮者」という。）の範囲が定められていること。
- (4) 要配慮者からの相談に迅速かつ適確に対応できるよう、相談に係る体制が明確に定められていること。
- (5) 県内に事務所を有し、当該事務所で支援業務の事務を行うことができること。
- (6) 支援業務に関して、県、市町、住宅確保要配慮者居住支援協議会、他の支援法人等との連携が図られていること。
- (7) 支援業務に係る会議への参加等により、住宅・福祉等の専門的知識や多角的視点を把握するなど支援業務に関して資質の向上が図られていること。
- (8) 要配慮者から対価を得て支援業務を行う場合は、その内容や対価の額が法令等に照らして適切であること。

2 経理的および技術的基準（法第59条第1項第2号関係）

「前号の計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること」とは、次の各号の全てに適合していることとする。

- (1) 支援業務を実施するために必要な財源を法人として十分に有していること。
- (2) 法人として債務超過の状態にないこと。
- (3) 過去3か年において、指定申請者またはその役員が支援業務に係る実績を有していること。
- (4) 法第62条第1号に掲げる業務（以下「債務保証業務」という。）を自ら実施する場合は、法第72条第1項に規定する認定または家賃債務保証業者登録規程（平成29年国土交通省告示第898号）第3条第1項に規定する登録を受けていること。

3 知識および能力ならびに財産的な基礎に関する基準（法第59条第1項第3号関係）

「前号に掲げるもののほか、第62条第1号又は第5号に掲げる業務を行う場合にあっては、当該業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに当該業務を確実に遂行するために必要と認められる財産的な基礎であって国土交通省令で定めるものを有するものであること」とは、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号）第29条の規定に適合していることとする。この場合において、同条第2号ハに規定する「行おうとする支援業務（債務保証業務又は残置物処理等業務に限る。）の内容、規模及び態様に照らして、当該支援業務を継続的かつ安定的に実施するに足りる財産的な基礎を有するもので

あること」とは、次の各号の全てに適合していることとする。

- (1) 債務保証業務を実施する場合は、被保証人の数等に応じて、当該業務を継続的かつ安定的に実施するに足りる財産的な基礎を有するものであること。
- (2) 法第62条第5号に掲げる業務（以下「残置物処理等業務」という。）を実施する場合は、委託を受ける要配慮者の数等に応じて、当該業務を継続的かつ安定的に実施するに足りる財産的な基礎を有するものであること。

4 役員または職員の構成に関する基準（法第59条第1項第4号関係）

「役員又は職員の構成が、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること」とは、次の各号の全てに適合していることとする。

- (1) 役員または職員が次のいずれにも該当しない者であること。

- ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）または暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- イ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員等を利用している者
- ウ 暴力団または暴力団員等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的または積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与している者
- エ 暴力団または暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- オ 暴力団または前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

- (2) 役員が次のいずれにも該当しない者であること。

- ア 精神の機能の障害により支援業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことができない者
- イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ウ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- エ 債権の取立てにあたり、貸金業法（昭和58年法律第32号）第21条第1項（同法第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項、第24条の5第2項および第24条の6において準用する場合を含む。）の規定に違反し、または刑法（明治40年法律第45号）もしくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- オ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前号アからオまでまたはアからエまでのいずれかに該当するもの

5 支援業務の公正な実施に関する基準（法第59条第1項第5号関係）

「支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること」とは、次の各号の全てに適合していることとする。

- (1) 原則として、支援業務以外の業務を行う組織との間に適切な分離がなされていること。
- (2) やむを得ず支援業務以外の業務で営利目的につながる事業または利益相反関係にある事業を組織内に設けている場合は、支援業務とそれ以外の業務とをそれぞれ独立した部署で行うとともに、担当役員を置くこと。
- (3) 債務保証業務または残置物処理等業務を行う場合は、当該業務およびその関連業務とそれ以外の業務とで区分経理がなされていること。

6 その他の基準（法第59条第1項第6号関係）

「前各号に定めるもののほか、支援業務を公正かつ適確に行うことができるものであること」とは、次の各号の全てに適合していることとする。

- (1) 支援業務の実施のための意思決定がなされ、法人の定款等において支援業務を実施するために必要な記載がなされていること。
- (2) 業務運営上知り得た個人情報の取扱いについて内部規則等で具体的な取扱いが定められている等、法令等遵守のために必要な組織体制、内部規則等が適切に整備されていること。
- (3) 第4項第1号アからオまでのいずれかに該当する者がその経営に実質的に関与していないこと。

付 則

この基準は平成30年7月1日から施行する。

付 則

- 1 この基準は、令和7年10月1日から施行する。
- 2 当分の間、改正後の第4項第2号ウの拘禁刑以上の刑には、懲役および禁錮を含むものとする。